

契 約 書

- 1 業務名 情報マネジメント・セキュリティ支援業務
- 2 履行場所 特記仕様書の通り
- 3 履行期間 令和8年8月1日から令和10年7月31日まで
- 4 契約金額 金,,円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金,,円也
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

住 所 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
氏 名 契約職 理事長代理 高橋 正史 印

受注者

住 所
氏 名 印

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、別冊の特記仕様書2に記載の業務目的を実現するために必要な事項を定め、本契約の適正な実施を図ることを目的とする。

(業務の名称)

第2条 本契約における業務の名称は、情報マネジメント・セキュリティ支援業務とする。

(業務の内容)

第3条 本契約における業務内容は、特記仕様書3に記載のとおりとする。

(受注者の義務)

第4条 受注者は、特記仕様書3に記載の業務（以下「本件業務」という。）を、契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）中、誠実に履行しなければならない。

2 受注者は、本件業務の履行状況に関して、発注者から請求があったときは、その状況について速やかに報告しなければならない。

(業務の履行期間及び業務実施場所等)

第5条 本件業務の履行期間及び業務実施場所については、特記仕様書4ないし6に記載のとおりとする。

(その他の条項)

第6条 その他本件業務遂行に必要な事項については、特記仕様書に記載のとおりとする。

第2章 本件業務の実施

(本件業務の実施及び発注者の協力)

第7条 受注者は、本契約に従い、本件業務を遂行するものとする。発注者は、受注者による本件業務の遂行に必要な協力を行うものとする。

(業務に関する指示等及び監督員等の権限と責任)

第8条 発注者及び受注者は、本件業務の遂行において、適正な管理がなされるようそれぞれ監督員等を選任し、発注者が本件業務の遂行に関する要請及び指示を行う場合、又は受注者が本件業務の遂行に関する要請を行う場合は、各々の監督員等を通じて、書面により行うものとする。

- 2 発注者の監督員等は、次の各号に規定する権限及び責任を有する。
 - 一 前項に規定する発注者が受注者に要請及び指示を行う権限と責任
 - 二 第9条に規定する本件業務の履行確認及び完了確認を行う権限及び責任
 - 三 第23条第2項に規定する特記仕様書の変更を行う権限及び責任。ただし、重大な変更はこの限りでない
 - 四 第14条に規定する機密情報及び第15条に規定する個人情報の取扱いにかかる管理責任
- 3 受注者の監督員等は、次の各号に定める権限及び責任を有する。
 - 一 第1項に規定する受注者が発注者に要請を行う権限及び責任
 - 二 第9条に規定する本件業務の履行確認及び完了確認を求める権限
 - 三 第14条に規定する機密情報及び第15条に規定する個人情報の取扱いにかかる管理責任

(発注者による業務の履行確認及び完了確認)

第9条 受注者は、特記仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(代金の支払)

第10条 受注者は、発注者から前条の報告の確認が得られたら、発注者に代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(善管注意義務)

第11条 受注者は、本件業務を善良な管理者の注意をもって実施するものとする。

第3章 資料及び情報の取扱い

(資料及び情報)

第12条 資料及び情報（以下「資料等」という。）とは、本件業務遂行上必要なすべての資料及び情報をいい、次の2条に規定する機密情報及び個人情報も含むものとする。

(機密情報)

第13条 機密情報とは、技術上、営業上又はその他の業務上の情報のうち、「機密」「confidential」等の表示により機密であることが特定されたもの（以下、「機密情報」と

いう。)をいう。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

- 一 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- 二 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 三 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- 四 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 五 法令等に基づき、開示及び提供（以下「開示等」という。）を要請された情報

（個人情報）

第14条 個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）（本条において、以下「法」という。）」に定める個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

- 2 発注者及び受注者は、本件業務遂行のため相手方から提供を受けた個人情報を、第三者に開示等を行ってはならない。ただし、法令等に基づき、開示等を要請された場合はこの限りではない。

（安全管理措置）

第15条 発注者及び受注者は、本件業務遂行上、相手方から機密情報及び個人情報（以下「機密情報等」という。）の開示等を受けた場合は、当該情報の漏えい、滅失及びき損を防止し、安全に管理するため、人的、物理的、組織的及び技術的な安全管理措置を講ずるものとする。

- 2 発注者及び受注者は、前項に規定する安全管理措置を相手方が適切に講じているか監督し、必要に応じて当該措置の実施状況を確認できるものとする。

（管理責任者の設置）

第16条 発注者及び受注者は、本業務遂行上、機密情報等の授受、その他機密情報等の保護に関し相手方からの問合せ・要求等に速やかに対応するため、原則として、第8条に規定する責任者を機密情報等の管理責任者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、機密情報等の管理責任者を第8条に規定する責任者とは別に選任しようとする場合は、その理由及び選任される者の氏名を文書で相手方に通知するものとする。

（機密情報等の取扱い）

第17条 発注者及び受注者は、相手方に対し、機密情報等の開示等を行う場合は、その授

受を明確にするため、書面を取り交わすものとする。

- 2 発注者及び受注者は、相手方から機密情報等の開示等を受けた場合は、本業務の遂行に必要な範囲を超えて当該情報を利用してはならない。
- 3 発注者及び受注者は、相手方から開示等を受けた機密情報等を業務の遂行上、複製又は改変しようとする場合は、相手方の了承を得なければならない。
なお、相手方の了承を得て当該情報を複製又は改変する場合であっても、その利用は業務遂行上必要な範囲を超えてはならない。
- 4 発注者及び受注者は、本件業務遂行のため相手方から開示等を受けた機密情報等を、相手方からの書面による事前承諾なしに、第三者に開示等してはならない。
- 5 発注者及び受注者は、本件業務に従事させる者に対し、在職中あるいは退職後にかかわらず、本件業務を遂行する上で知り得た相手方の機密情報等について、開示等又は漏えいしないことを義務づける措置を講ずるものとし、発注者及び受注者から当該措置を講じたことを相手方に対し書面等で明らかにするよう要求があった場合には、その指示に従うものとする。
- 6 発注者及び受注者は、本件業務における機密情報等の利用又は管理状況について、必要に応じて相手方に書面等で報告するものとする。

(再委託の禁止)

- 第18条 受注者は、本件業務遂行上で発注者から機密情報等の開示等を受ける場合は、本業務の全部又は一部を他の第三者に行わせてはならない。ただし、受注者は事前に書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 前項のただし書きにより、受注者が本件業務を第三者に行わせる場合においても、受注者は、本契約に定める一切の責任を免れないものとし、第三者との間で本契約に準ずる覚書等を締結しなければならない。

(機密情報等の返還等)

- 第19条 発注者及び受注者は、相手方から開示等を受けた機密情報等が本件業務の終了に伴い不要となった場合、又は相手方が当該情報の返還を特に指示した場合は、発注者及び受注者は直ちにすべての当該情報を相手方に返還するものとし、また、その授受を明確にするため、書面を取り交わすものとする。
なお、発注者及び受注者が、本件業務遂行上で相手方から開示等を受けた機密情報等について出力又は複製した媒体を作成し、保有している場合は、当該媒体を廃棄又は消去し、その旨を書面等により報告するものとする。

(事故等の報告・連絡)

第20条 発注者及び受注者は、相手方から開示等を受けた機密情報等に関し、次の各号のいずれか一つに該当する事故等が発生した場合は、その理由にかかわらず、直ちにその旨相手方に報告・連絡し、その対応について協議するものとする。なお、発注者及び受注者は、相手方に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

- 一 漏えい、滅失又はき損が発生した場合
- 二 本人、第三者から取扱いについて苦情又は問合せを受けた場合
- 三 サイバー攻撃等によるウイルス感染等の場合
- 四 前3号の事故等について発生するおそれがある場合

2 前項第2号に規定する本人又は第三者からの機密情報等の取扱いに関わる苦情又は問合せを受けた場合は、発注者又は受注者は、相手方の事前の承諾なしにこれに回答してはならず、対応について相手方の指示に従うものとする。

(存続期間)

第21条 第13条及び第14条の規定については、本契約の解除日又は期間満了にかかわらず、第19条の規定に基づく機密情報等の返還又は廃棄が適切に実施されるまで、有効であるものとする。

2 第17条及び第19条の規定については、本契約の解除日又は期間満了にかかわらず、発注者及び受注者間で終了時期に関する合意が別途なされない限り、継続して有効であるものとする。

第4章 一般条項

(契約内容の変更)

第22条 業務を実施する上での前提条件や内容の変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、協議の上、本契約を変更することができる。

2 本契約の条件に影響せず、第3条に規定する特記仕様書の記載内容について、修正、追加、削除等の変更が必要となった場合、第8条に規定する発注者及び受注者の責任者での協議の上、当該仕様書の変更を行うことができる。

(特許権等)

第23条 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下「発明等」という。）に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）が存する場合の特許権等の帰属は、次に定めるとおりとする。

- 一 発注者が単独で行った発明等から生じた特許権等については、発注者に帰属する。

- 二 受注者が単独で行った発明等から生じた特許権等については、受注者に帰属する。
 - 三 発注者及び受注者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、共有とする。ただし、この場合、発注者及び受注者は、特許権等の全部につき、相手方の承諾及び対価の支払その他何らの制限を課されることなく、自ら実施し、又は第三者に通常実施権を実施許諾することができるものとする。
- 2 特許権等に関する第三者との紛争が生じた場合は、受注者は、発注者に代わって誠意をもって解決にあたるものとし、発注者は、当該紛争の一切の関係から離脱するものとする。ただし、第26条に規定する第三者の権利侵害に対する措置等については、この限りでなく、同条を適用する。

(著作権等)

- 第24条 受注者が本件業務遂行中に作成した提出物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、発注者から受注者へ本契約の代金が支払われたときに、受注者から発注者へ譲渡するものとする。
- 2 前項によって発注者へ譲渡された著作権について、受注者は、著作者人格権を行使しないものとする。
 - 3 受注者は、発注者に対し、第1項によって受注者に著作権が留保された著作物について、発注者が著作権法に基づく利用を行い、又は第三者に著作権法に基づく利用を行わせる権利を許諾する。
 - 4 著作権に関する第三者との紛争が生じた場合は、受注者は、発注者に代わって誠意をもって解決にあたるものとし、発注者は、当該紛争の一切の関係から離脱するものとする。ただし、第26条に規定する第三者の権利侵害に対する措置等については、この限りでなく、同条を適用する。
 - 5 提出物の所有権は、発注者から受注者へ本契約の代金が支払われたときに発注者に移転する。

(権利義務の譲渡等)

- 第25条 発注者及び受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合又はこの契約の目的を達成するための資金調達を目的に債権を譲渡するとき（部分払や部分引渡しによってもなおこの契約の目的を達成に必要な資金が不足することを疎明したときに限る。）は、この限りでない。

(第三者の権利侵害に対する措置等)

第26条 発注者に納入された提出物の全部又は一部につき、発注者が当該提出物を自らの業務に必要な範囲で使用するにあたり、第三者から第23条に規定する特許権等及び第24条第1項に規定する著作権を侵害するものであるとして、発注者に対して何らかの訴え、異議申立、請求等(以下「訴え等」という。)がなされ、発注者から受注者へ当該訴え等に対する措置の要請があった場合、受注者は、発注者に代わって措置を講ずるものとし、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む一切の措置費用を受注者が負担するものとする。

- 2 前項の場合にあっては、発注者は、受注者に対し、第三者への措置を講ずるために必要な権限を委任するとともに必要な協力を受注者に対して行うものとする。
- 3 前項に規定する提出物の全部又は一部が第三者の特許権等及び著作権を侵害するものであると判断される場合にあっては、受注者は、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。
 - 一 当該提出物を権利侵害のないものに改変すること
 - 二 発注者が当該提出物を自らの業務に必要な範囲内で使用することが可能となるよう、第三者の許諾を得ること
- 4 前項第1号及び第2号に規定する措置を講じることが客観的にできなかつた場合、発注者が当該提出物使用できなくなることにより生ずる損害については、発注者及び受注者間で協議の上、権利侵害の対象となった提出物に関する契約金額相当額を限度として、受注者は、発注者に対しその損害を賠償するものとする。
- 5 前項の損害賠償額の限度にあっては、受注者の故意又は重過失に基づく場合には適用しない。

(反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置)

第27条 発注者及び受注者は、この契約の履行にあたり、次の各号に掲げる反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で直ちに警察に対して通報を行うこととし、捜査上必要な協力を行なわなければならない。

- 一 暴力団
 - 二 暴力団員
 - 三 暴力団準構成員
 - 四 暴力団関係企業
 - 五 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - 六 その他前各号に準ずるもの
- 2 発注者及び受注者は、前項により警察に通報を行ったときは、直ちにその内容を記載した書面により相手方に報告を行うこととし、相手方がその他必要な情報提供等を求めた

ときは、これに応じなければならない。

- 3 発注者及び受注者は、前項に規定する報告を相手方から受けた場合及び関係機関から情報を得た場合その他必要と認める場合は、この契約の履行に必要な範囲において、関係機関と相手方への不当介入に係る情報交換等を行うことがあり、発注者及び受注者は、これを認めるものとする。
- 4 発注者及び受注者は、不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、発注者及び受注者間で協議するものとする。

(反社会的勢力の排除に関する誓約)

第28条 発注者及び受注者は、次の各号に掲げる事項を表明し、かつ保証する。

- 一 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、現に反社会的勢力でない。また、過去に反社会的勢力でなかった。
 - 二 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力を利用しない。
 - 三 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与する行為はしない。
 - 四 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対し、社会的に非難されるべき関係を有しない。
 - 五 発注者又は受注者は、自らもしくは第三者を利用して、この契約の相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しない。
- 2 発注者又は受注者は、前項各号に規定する事項にかかる事実確認を目的として相手方が行う必要な調査に協力する。
 - 3 発注者又は受注者は、この契約にかかる社員その他の使用人(受注者に下請負人がいる場合は、当該下請負人及びその役員、社員その他の使用人を含む)に対しても前2項の規定を遵守させる。
 - 4 発注者又は受注者は、この契約の相手方が前3項に規定する誓約に違背したとき、又は違背の事実を知ったときは、次条第1項の規定に基づき、この契約を解除する。

(契約の解除)

第29条 発注者又は受注者は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 二 支払いの停止があった場合又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- 三 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

- 四 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 五 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が反社会的勢力であると認められる場合
 - 六 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - 七 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
 - 八 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - 九 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - 十 資器材の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第五号から第九号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる場合
 - 十一 第五号から第九号までのいずれかに該当する者を資器材の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第十号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった場合
 - 十二 その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 前項各号を除き、発注者又は受注者は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 発注者又は受注者は、前2項に規定する解除がなされた場合、負担すべき一切の金銭債務について、直ちに弁済しなければならない。

（損害賠償）

第30条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関して損害を被った場合、相手方に対して、次の各号に従って損害賠償を請求することができる。

一 相手方の過失により損害を被った場合、発注者及び受注者間の個別契約に定める契約金額相当額（契約金額に増減があった場合は、増減が反映された額、以下同様とする）を損害賠償額の上限とする。

二 相手方の故意若しくは重過失により損害を被った場合又は機密情報等の漏えいその他機密情報等に関する規定に違反した結果、発注者又は受注者に損害が発生した場合は、相当因果関係の認められる全損害額を請求できることとし、契約金額相当額を上限としない。

（輸出関連法令の遵守）

第31条 発注者は、受注者から納入された提出物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとする。

なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とする。

（和解による紛争解決）

第32条 本契約に関し、発注者及び受注者間に紛争が生じた場合、発注者及び受注者は、紛争解決のため協議を十分に行わなければならない。

（管轄裁判所）

第33条 発注者及び受注者は、本契約に関し法的に解決する必要がある場合は、発注者の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的管轄裁判所とする。

（協議）

第34条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い発注者及び受注者間で協議し、円満に解決を図るものとする。